

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年七月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百七十二号

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年八月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
法務大臣 岩城 光英
文部科学大臣 馳 浩
厚生労働大臣 塩崎 恭久